

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	後期高齢者医療制度関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

柏原市は、後期高齢者医療制度関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

柏原市長

公表日

令和8年7月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	後期高齢者医療制度に関する事務
②事務の概要	各都道府県には後期高齢者医療広域連合が置かれ保険者となっており市と役割分担を行っている。市は、高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。※本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①被保険者に係る申請等（申請、届出又は申出）の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答に関する事務 ②資格確認書、資格情報のお知らせ、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証、又は特別療養証明書の交付・再交付・返還受理に関する事務 ③保険料の徴収管理又は賦課管理に関する事務 ④資料の提供に関する事務 ⑤医療給付の申請及び届出の受付に関する事務
③システムの名称	①後期高齢者医療システム ②収納管理システム ③滞納管理システム ④後期高齢者医療広域連合電算処理システム（広域連合提供の窓口システム） ⑤中間サーバー ⑥団体内統合宛名システム

2. 特定個人情報ファイル名

1. 被保険者台帳情報ファイル
2. 賦課情報ファイル
3. 交換情報データファイル
4. 収納情報ファイル
5. 滞納情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表 第85の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（別表省令）第46条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表115の項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表117の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康部 保険年金課
②所属長の役職名	健康部 保険年金課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	柏原市安堂町1番55号 柏原市役所 健康部 保険年金課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	柏原市安堂町1番55号 柏原市役所 健康部 保険年金課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年5月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年5月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------------	------------------	--

8. 人手を介在させる作業

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報の記載がある申請書や電子媒体は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・特定個人情報の入手から保管、廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに、複数人での確認を行うことで人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。

9. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
-------	------------	------------	------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・業務端末にアクセス可能な職員は、指紋とパスワード又は静脈とパスワードによる認証によって、最小限に限定していることから、権限のないものによって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	Ⅳ リスク対策		(様式の追加)	事後	
令和3年12月21日	法令上の根拠	番号法別表第二における情報提供の根拠 番号法第19条第7号 表第二における情報照会の根拠 番号法第19条第7号	番号法別表第二における情報提供の根拠 番号法第19条第8号 表第二における情報照会の根拠 番号法第19条第8号	事後	
令和3年12月21日	部署	健康福祉部 保険年金課	健康部 保険年金課	事後	
令和3年12月21日	所属長の役職名	健康福祉部 保険年金課長	健康部 保険年金課長	事後	
令和3年12月21日	請求先	柏原市役所 健康福祉部 保険年金課	柏原市役所 健康部 保険年金課	事後	
令和3年12月21日	連絡先	柏原市役所 健康福祉部 保険年金課	柏原市役所 健康部 保険年金課	事後	
令和5年6月1日	所属長の役職名	健康部 保険年金課長 杉本 利夫	健康部 保険年金課長	事後	
令和5年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年6月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	
令和5年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年6月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	
令和6年12月27日	個人番号の利用	・番号法第9条第1項 別表第一の59の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)第46条	・番号法第9条第1項 別表 第85の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表省令)第46条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	事後	
令和6年12月27日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携	・番号法別表第二における情報提供の根拠 番号法第19条第8号 別表第二の80、83の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第43条 ・番号法別表第二における情報照会の根拠 番号法第19条第8号 別表第二の82の項	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表115の項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表117の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	事後	
令和6年12月27日	人手を介在させる作業	—	・特定個人情報の記載がある申請書や電子媒体は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・特定個人情報の入手から保管、廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに、複数人での確認を行うことで人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	事後	
令和6年12月27日	最も優先度が高いと考えられる対策	—	・業務端末にアクセス可能な職員は、指紋とパスワード又は静脈とパスワードによる認証によって、最小限に限定していることから、権限のないものによって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	
令和8年7月1日	②事務の概要	各都道府県には後期高齢者医療広域連合が置かれ保険者となっており市と役割分担を行っている。市は、高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。※本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応 答に関する事務 ②被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は 特別療養証明書の交付・再交付・返還受理に関する事務 ③保険料の徴収管理又は賦課管理に関する事務 ④資料の提供に関する事務 ⑤医療給付の申請及び届出の受付に関する事務	各都道府県には後期高齢者医療広域連合が置かれ保険者となっており市と役割分担を行っている。市は、高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。※本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答に関する事務 ②資格確認書、資格情報のお知らせ、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証、又は特別療養証明書の交付・再交付・返還受理に関する事務 ③保険料の徴収管理又は賦課管理に関する事務 ④資料の提供に関する事務 ⑤医療給付の申請及び届出の受付に関する事務	事後	